

第8 都市計画

第8 都市計画

1 概 要

(1) 都市計画区域

本県の都市計画区域は、那覇広域都市計画区域（11市町村）、中部広域都市計画区域（5市町村）、名護都市計画区域（1市）、本部都市計画区域（1町）、宮古都市計画区域（1市）、石垣都市計画区域（1市）及び南城都市計画区域（1市）の7区域（21市町村）が指定されている。

令和6年3月31日現在、都市計画区域の面積は約112,383.6haで県面積の約49.2%、都市計画区域の人口は約1,395,800人で県人口の約95.5%を占めている。

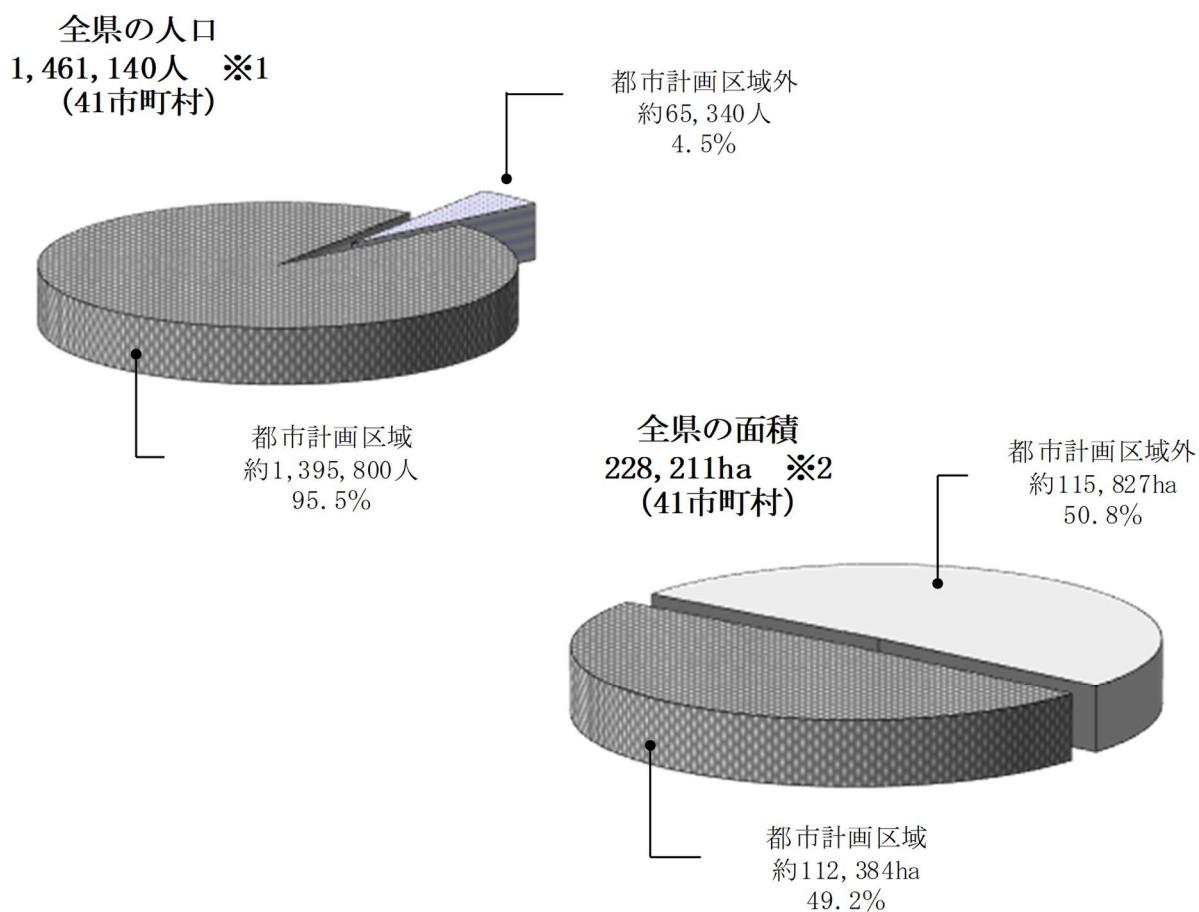
ちなみに、全国の都市計画区域内の人口は約118,302,200人（令和6年都市計画現況調査）で全人口約123,552,000人（総務省統計局人口推計（令和7年1月確定値））の約95.7%となっており、都市への人口集積は依然高い状態にある。

なお、市町村における都市計画区域の状況は、次表のとおりである。

都市計画区域の現況

令和6年3月31日現在

※1 令和7年沖縄県企画部(R7.4.1)
※2 令和7年全国都道府県市区町別面積調(R7.4.1)



都市計画区域の市町村状況

令和6年3月31日現在

都市計画区域名	市町村名	都市計画区域の現況		都市計画区域決定状況		備 考
		面積(ha)	人口(千人)	当初決定年月日	最終決定年月日	
那覇広域	那覇市	4,146.0	313.5	S29.6.4	H22.8.10	行政区域で指定
	宜野湾市	1,980.0	100.0	S37.7.3		行政区域で指定
	浦添市	1,944.0	114.8	S40.3.16		行政区域で指定
	糸満市	4,663.0	62.2	S47.4.11		行政区域で指定
	豊見城市	1,934.0	65.7	S47.4.11		行政区域で指定
	北中城村	1,154.0	17.9	S47.4.11		行政区域で指定
	中城村	1,553.0	22.1	S47.4.11		行政区域で指定
	西原町	1,590.0	35.6	S47.4.11		行政区域で指定
	与那原町	518.0	19.8	S47.4.11		行政区域で指定
	南風原町	1,076.0	40.7	S47.4.11		行政区域で指定
	八重瀬町	1,478.8	23.1	S47.4.11		旧東風平町の区域で指定
中部広域	小計	22,036.8	815.4	—	—	—
	沖縄市	4,972.0	142.8	S31.3.23	H19.3.30	行政区域で指定
	うるま市	8,702.0	126.0	S40.6.25	H19.3.30	行政区域で指定
	読谷村	3,528.0	42.0	S47.5.12	H19.3.30	行政区域で指定
	嘉手納町	1,512.0	12.9	S47.5.12	H19.3.30	行政区域で指定
	北谷町	1,391.0	29.0	S47.5.12	H19.3.30	行政区域で指定
名護	小計	20,105.0	352.7	—	—	—
	名護市	21,090.0	64.7	S35.3.18	S50.3.20	行政区域で指定
	本部町	5,434.0	13.0	S48.9.10	S48.9.10	行政区域で指定
	宮古島市	16,546.0	55.0	S32.5.17	H15.11.11	行政区域（伊良部地域を除く）で指定
	石垣市	22,381.0	49.0	S34.5.12	S41.7.1	石垣島で指定
南城	南城市	4,791.0	46.0	S47.4.11	H22.8.10	旧佐敷町、旧大里村
				H22.8.10	H22.8.10	行政区域（本島以外の島しょ地域を除く）で指定
合計（7区域）	21市町村	112,383.8	1,395.8	—	—	—

(2) 区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

都市計画では、計画的かつ段階的に都市の発展を図るため、都市計画区域を市街化区域（市街地として積極的に整備する区域）と市街化調整区域（市街化を抑制する区域）に分ける区域区分を定めることができる。本県では、7都市計画区域のうち那覇広域都市計画区域のみ区域区分を定めている。

那覇広域都市計画区域は、那覇市を中心とした11市町村で、面積は22,036.8ha（令和6年3月31日現在）であり、そのうち市街化区域は9,869.8haで約44.8%となっている。

昭和49年の指定以来、市街化区域では、効率的なまちづくりの推進に寄与する一方、人口集中や都市機能の集積に伴う交通渋滞などの課題も生じている。また、近年の人口増加傾向や入域観光客数の増加等を受け、市街化調整区域においても、住宅や産業施設等の開発需要が高まっている。

このような中、市町村が示す将来のまちづくり計画を踏まえ、那覇広域都市計画区域における区域区分制度の今後の望ましいあり方を関係市町村全体で検討するため、令和元年8月に「那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会」（以下、「区域区分協議会」という。）を設置した。

令和元年度の区域区分協議会（第2回委員会）において、現時点では市町村の意向等を踏まえると、区域区分の維持は必要としつつ、短期的には市街化調整区域における県独自の規制緩和や、計画的な市街化区域編入を行うこととしている。また、令和3年度の区域区分協議会（第3回委員会）において、中長期的には、県土の均衡ある発展や持続可能な社会の構築に向けて、中南部都市圏を一体の都市とした都市計画区域の再編も視野に入れた取組を今後どのような方向性で進めて行くのか、中南部都市圏における全体協議会の設置も含め、関係機関等と意見交換を重ね取り決めて行くこととしている。

市街化区域及び市街化調整区域の概要

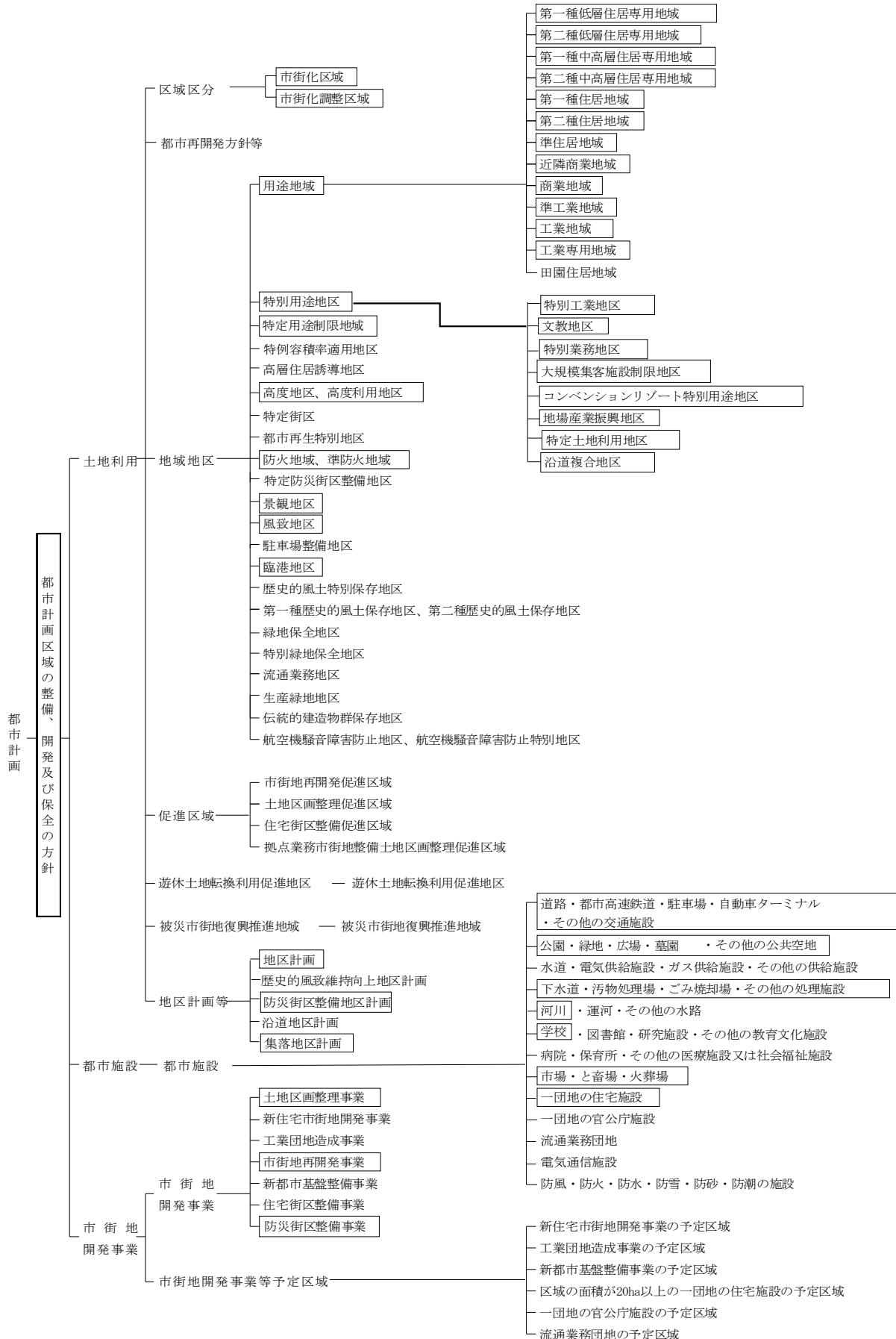
令和6年3月31日現在

都市計画区域名	都市名	都市計画区域		市街化区域		市街化調整区域	
		面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)
那覇広域	那覇市	4,146.0	約 313.5	3,250.9	約 311.9	895.1	約 1.6
	宜野湾市	1,980.0	約 100.0	1,401.3	約 100.0	578.7	約 0.0
	浦添市	1,944.0	約 114.8	1,521.5	約 114.7	422.5	約 0.1
	糸満市	4,663.0	約 62.1	811.3	約 42.4	3,851.7	約 19.6
	豊見城市	1,934.0	約 65.7	817.0	約 58.0	1,117.0	約 7.7
	北中城村	1,154.0	約 17.9	263.4	約 13.0	890.6	約 4.9
	中城村	1,553.0	約 22.1	126.0	約 9.2	1,427.0	約 13.1
	西原町	1,590.0	約 35.6	782.6	約 31.5	807.4	約 4.1
	与那原町	518.0	約 19.8	280.9	約 19.1	237.1	約 0.7
	南風原町	1,076.0	約 40.7	456.9	約 28.1	619.1	約 12.6
	八重瀬町	1,478.8	約 23.1	158.0	約 13.5	1,320.8	約 9.7
合 計		22,036.8	約 815.3	9,869.8	約 741.4	12,166.0	約 74.1

(3) 都市計画の種類

都市計画を実現する手法は、規制と事業に大別され、前者は土地利用計画及び都市施設計画による規制、後者は各都市施設ごとに実施される整備事業及び土地区画整理事業や都市再開発事業のような市街地開発事業がある。さらに、地区計画においては、地区レベルで土地利用・建築物に関する計画等を決定することができる。都市計画のうち本県において定めているものは次表のとおりである。

□は沖縄県において決定されているものを示す (令和6年3月31日現在)



都市計画の内容

都市計画決定地域地区及び都市施設一覧表

令和6年3月31日現在

(4) 用途地域

用途地域は、本部都市計画区域を除く 6 都市計画区域 11 市 6 町 3 村において決定され、その面積は、約 17,578.8 ha (令和 6 年 3 月 31 日) で、都市計画区域全体の約 15.6%、県全体の約 7.7% となっている。なお全国値では、約 1,876,392.0 ha (令和 6 年 3 月 31 日) で、都市計画区域の約 18.2%、全国土面積の約 5.0% となっている。

本県の用途地域の地域種別構成は、住居系約 13,852.4 ha (約 78.8%)、商業系約 1,588.0 ha (約 9.0%)、工業系約 2,138.4 ha (12.2%) で、それぞれ第 1 種低層住居専用地域約 5,228.3 ha (約 29.7%)、第 2 種低層住居専用地域約 334.6 ha (約 1.9%)、第 1 種中高層住居専用地域約 3,851.5 ha (約 21.9%)、第 2 種中高層住居専用地域約 696.0 ha (約 4.0%)、第 1 種住居地域約 2,343.3 ha (約 13.3%)、第 2 種住居地域約 666.7 ha (約 3.8%)、準住居地域約 732.0 ha (約 4.2%)、近隣商業地域約 750.4 ha (約 4.3%)、商業地域約 837.6 ha (約 4.8%)、準工業地域約 1,105.6 ha (約 6.3%)、工業地域約 517.0 ha (約 2.9%)、工業専用地域約 515.8 ha (約 2.9%) となっている。これを令和 6 年 3 月 31 日現在の全国値と比較すると、住居系で約 11.8 ポイント、商業系で約 0.8 ポイント高く、工業系で約 12.6 ポイント低くなっている。なお、市町村別の用途地域の現況は、次頁のとおりである。

用途地域内の建築物の主な用途制限

例 示	通常建てられないもの										建てられるもの			
	第 1 種 低層住居 専用地域	第 2 種 低層住居 専用地域	第 1 種 中 高層住居 専用地域	第 2 種 中 高層住居 専用地域	第 1 種 住居地域	第 2 種 住居地域	準 住 居 地	田園住居 域	近隣商 業 域	商 業 地 域	準 工 業 地 域	工 業 地 域	工 業 專 用 地	
住宅、小規模の兼用住宅														
幼稚園、小・中・高等学校														
神社、寺院、教会、診療所														
病院、大学														
2階以下かつ床面積150m ² 以下の店舗、飲食店								◆						※
2階以下かつ床面積500m ² 以下の店舗、飲食店														※
上記以外の物品販売業を営む店舗、飲食店			★	★	□	□						□		
上記以外の事務所等			★	★										
ホテル、旅館				★										
カラオケボックス					□	□						□	□	
2階以下かつ床面積300m ² 以下の独立倉庫		◆												
倉庫業の倉庫、上記以外の独立倉庫														
劇場、映画館							◇							
自動車修理工場				■	■	△			▲	▲				
危険性・環境悪化のおそれがやや多い工場														
危険性・環境悪化のおそれが大きい工場														

(注) ★印については、3階以上、又は1,500m²を超えるものは建てられない。△印については、物品販売店舗、飲食店が建てられない。

★印については、3,000m²を超えるものは建てられない。

△印については、150m²を超えるものは建てられない。

◇印については、客席部分が200m²を超えるものは建てられない。

▲印については、300m²を超えるものは建てられない。

□印については、床面積が10,000m²を超えるものは建てられない。

■印については、50m²を超えるものは建てられない。

◆印については、農産物直売店、農家レストラン等のみ。2階以下。

用途地域指定状況

令和6年3月31日現在

都市計画 区域名	都市名	住居系						商業系				工業系				最終決定		
		第1種 低層住居 専用地域	第2種 中高層住居 専用地域	第1種 中高層住居 専用地域	第2種 住居地域	田園住居 地域	小計 (ha)	近隣商業 地城	商業地城	工業地域 地城	工業専用 地城	小計 (ha)	地 域	小計 (ha)				
那覇広域	那覇市	959.4	59.3	625.9	170.9	367.6	155.9	129.0	0.0	2,468.0	140.8	426.3	567.1	184.4	31.4	0.0	215.8	R4.11.22
	宜野湾市	393.2	0.0	351.3	115.9	168.4	30.2	65.9	0.0	1,124.9	130.1	65.3	195.4	81.0	0.0	0.0	81.0	R4.11.22
	浦添市	299.6	73.3	341.0	57.1	240.8	98.3	36.2	0.0	1,146.3	35.5	73.2	108.7	207.3	59.2	0.0	266.5	R4.11.22
	糸満市	183.3	9.0	195.9	38.6	98.9	7.2	15.9	0.0	548.8	27.7	25.1	52.8	34.3	60.4	115.0	209.7	H27.10.21
	豊見城市	384.4	31.8	78.3	2.7	141.8	11.1	28.4	0.0	678.5	24.8	0.0	24.8	93.6	20.1	0.0	113.7	R5.3.31
	北中城村	170.3	4.6	10.8	0.0	30.6	12.6	12.0	0.0	240.9	0.0	20.6	20.6	1.9	0.0	0.0	1.9	R5.3.7
	中城村	47.6	0.0	58.6	0.0	4.7	15.1	0.0	0.0	126.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	H9.4.1
	西原町	177.4	100.8	184.6	5.8	14.2	32.8	21.3	0.0	536.9	33.4	0.0	33.4	53.5	0.0	158.8	212.3	R5.3.31
	与那原町	59.4	5.6	58.4	13.8	49.9	15.9	20.6	0.0	223.6	28.0	10.7	38.7	16.9	1.7	0.0	18.6	H26.3.11
	南風原町	248.0	34.5	27.7	19.7	51.2	10.1	23.1	0.0	414.3	22.7	0.0	22.7	8.5	11.4	0.0	19.9	R4.11.22
	八重瀬町	82.3	0.0	13.3	0.0	31.3	0.0	16.8	0.0	143.7	3.7	0.0	3.7	6.9	3.7	0.0	10.6	R4.11.22
	小計	3,004.9	318.9	1,945.8	424.5	1,199.4	389.2	369.2	0.0	7,651.9	446.7	621.2	1,067.9	688.3	187.9	273.8	1,150.0	-
	沖縄市	461.1	8.6	541.9	40.0	364.6	47.4	80.1	0.0	1,543.7	68.4	71.1	139.5	125.4	87.0	0.0	212.4	H30.12.26
	うるま市	556.0	0.0	483.2	39.5	227.7	87.5	83.8	0.0	1,477.7	84.8	42.9	127.7	3.7	230.2	242.0	475.9	R3.3.30
中部広域	龍谷村	471.8	0.0	77.1	8.3	18.2	10.8	29.4	0.0	615.6	16.0	0.0	16.0	18.2	0.0	0.0	18.2	R5.3.31
	嘉手納町	0.0	0.0	57.6	33.2	78.7	0.0	3.9	0.0	173.4	14.0	11.7	25.7	4.4	2.8	0.0	7.2	H22.6.1
	北谷町	124.4	0.0	166.0	37.2	131.4	11.2	52.7	0.0	522.9	11.7	30.6	42.3	27.8	0.0	0.0	27.8	H22.9.28
	小計	1,613.3	8.6	1,325.8	158.2	820.6	156.9	249.9	0.0	4,333.3	194.9	156.3	351.2	179.5	320.0	242.0	741.5	-
	名護市	207.0	7.1	278.6	39.7	68.0	5.5	89.1	0.0	695.0	32.8	14.0	46.8	56.0	0.0	0.0	56.0	H25.3.21
	宮古島市	123.6	0.0	122.8	67.0	30.0	12.2	19.7	0.0	375.3	11.6	24.1	35.7	51.3	1.9	0.0	53.2	R4.3.24
	石垣市	253.7	0.0	141.8	3.8	201.1	73.4	2.8	0.0	676.6	57.9	22.0	79.9	122.9	7.2	0.0	130.1	R2.3.2
	南城	25.8	0.0	36.7	2.8	24.2	29.5	1.3	0.0	120.3	6.5	0.0	6.5	7.6	0.0	0.0	7.6	H30.6.15
	合計	5,228.3	334.6	3,851.5	696.0	2,343.3	666.7	732.0	0.0	13,852.4	750.4	837.6	1,588.0	1,105.6	517.0	2,138.4	—	

(5) 地域地区

ア 高度利用地区

高度利用地区は、建築物の敷地等の統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、用途地域内の土地の高度利用と都市機能の更新を図るものとする。現在、那覇市、沖縄市の2市と嘉手納町の1町に約19.6haが指定されている

高度利用地区指定状況

令和6年3月31日現在

都市名	名称	面積(ha)	指定年月日
那覇市	久茂地地区	約 5.3	令和2年2月10日
那覇市	赤嶺駅前地区	約 1.2	平成10年2月25日
那覇市	モノレール旭橋駅周辺地区	約 4.5	平成15年3月17日
那覇市	牧志・安里地区	約 2.3	平成18年3月3日
沖縄市	中の町A地区	約 1.2	平成16年3月5日
沖縄市	山里第一地区	約 1.4	平成24年5月31日
嘉手納町	新町・ロータリー地区	約 3.7	平成16年3月24日
合計	7地区	約 19.6	—

イ 防火地域・準防火地域

防火地域及び準防火地域は、主として商業地など建築物の密集した火災の危険が高い地域に指定され、建築物の耐火構造等建築行為に制限を課せるものである。現在、防火地域は那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、沖縄市、宮古島市の6市に約181.7ha、準防火地域は、那覇市、宜野湾市、糸満市、豊見城市、うるま市、沖縄市、名護市の7市と与那原町、南風原町、西原町の3町に約178.5haが指定されている。

防火地域及び準防火地域指定状況

令和6年3月31日現在

都市名	防火地域		準防火地域	
	指定年月日	面積(ha)	指定年月日	面積(ha)
那覇市(那広)	令和2年2月10日	約 92.8	平成28年9月7日	約 31.0
浦添市(那広)	平成30年1月16日	約 9.8	—	—
宜野湾市(那広)	—	—	平成13年1月30日	約 13.1
糸満市(那広)	平成13年1月30日	約 1.1	平成13年1月30日	約 3.6
豊見城市(那広)	令和3年3月31日	約 1.4	令和5年12月1日	約 24.3
西原町(那広)	—	—	令和5年3月31日	約 19.3
与那原町(那広)	—	—	平成18年8月7日	約 9.6
南風原町(那広)	—	—	平成11年7月1日	約 6.5
沖縄市(中広)	平成29年12月4日	約 76.0	平成30年12月26日	約 64.0
うるま市(中広)	—	—	平成27年7月14日	約 4.3
名護市(名護)	—	—	昭和54年11月10日	約 2.8
宮古島市(宮古)	平成16年3月15日	約 0.6	—	—
合計	—	約 181.7		約 178.5

ウ 景観地区

景観地区は、景観法第61条第1項の規定により、市街地の良好な景観の形成を図るために定められるものである。現在、浦添市、うるま市、石垣市の3市と読谷村の1村に9地区（約2182.5ha）が指定されている。

景観地区指定状況

令和6年3月31日現在

都市名	名称	面積(ha)	指定年月日
浦添市(那広)	県道浦添西原線沿道地区景観地区	約 8.2	平成30年2月22日
	西海岸景観地区	約 18.3	令和3年9月29日
うるま市(中広)	勝連南風原景観地区	約 111.3	平成27年10月1日
	勝連浜比嘉景観地区	約 20.3	平成29年10月1日
読谷村(中広)	ヤチムンの里地区景観地区	約 25.2	平成29年4月1日
	座喜味城跡周辺地区景観地区	約 78.0	平成29年4月1日
石垣市(石垣)	観音堂地区景観地区	約 68.2	平成19年12月7日
	川平地域景観地区	約 1850.0	平成22年3月12日
	獅子森地区景観地区	約 3.0	平成23年2月1日
合計	9地区	約 2182.5	—

二 風致地区

風致地区は、都市の風致を保全するため重要な地域について定め、建築物及び大規模な宅地造成等を規制するものである。現在、那覇市、名護市、うるま市及び南城市の4市に8地区（約1,258.1ha）が指定されている。

風致地区指定状況

令和6年3月31日現在

都市名	名称	面積(ha)	指定年月日
那覇市	末吉風致地区	約 67.6	昭和36年12月19日
	漫湖風致地区	約 45.0	平成27年3月23日
	小計	約 112.6	—
うるま市	前原風致地区	約 2.1	昭和61年6月24日
名護市	九年又風致地区	約 29.8	昭和38年7月16日
	大宮風致地区	約 3.4	昭和38年7月16日
	陣森風致地区	約 8.9	昭和38年7月16日
	東江風致地区	約 3.3	昭和38年7月16日
	小計	約 45.4	—
南城市	南城東御廻り風致地区	約 1098.0	平成22年8月10日
合計	8地区	約 1258.1	—

三 臨港地区

臨港地区は、港湾の円滑な管理運営を図るために必要な最小限の区域を定め、条例による建築物の用途制限等により、土地利用の合理化を図るものである。現在、那覇市、浦添市、宜野湾市、西原町、与那原町、北中城村、うるま市、沖縄市、本部町、宮古島市及び石垣市の7市3町1村に17地区（約819.2ha）が指定されている。なお、那覇市、浦添市、西原町、与那原町、うるま市、沖縄市、本部町及び宮古島市については、分区が指定されている。

臨港地区指定状況

令和6年3月31日現在

都市名	名称	面積(ha)	指定年月日
那覇市	那覇臨港地区	約 37.1	平成23年9月16日
那覇市・浦添市	泊・新港臨港地区	約 178.0	平成28年11月29日
浦添市	浦添臨港地区	約 47.0	平成26年11月21日
宜野湾市	宜野湾臨港地区	約 12.2	平成19年10月5日
西原町・与那原町	中城湾港西原与那原臨港地区	約 61.0	平成23年12月9日
北中城村	中城湾港熱田臨港地区	約 4.2	平成23年12月9日
うるま市	中城湾港アギ浜臨港地区	約 1.6	平成17年5月24日
うるま市	中城湾港津堅臨港地区	約 3.1	平成17年5月24日
うるま市	金武湾港浜臨港地区	約 0.9	平成25年2月15日
うるま市	金武湾港平安座南臨港地区	約 9.6	平成25年2月15日
うるま市・沖縄市	中城湾港新港臨港地区	約 332.0	令和1年5月10日
本部町	本部港渡久地臨港地区	約 3.4	令和2年12月9日
本部町	本部港瀬底臨港地区	約 0.1	平成24年3月30日
本部町	本部港垣内臨港地区	約 2.4	令和2年12月9日
宮古島市	平良臨港地区	約 81.4	令和5年5月29日
宮古島市	来間・前浜港臨港地区	約 1.6	平成25年3月7日
石垣市	石垣都市計画臨港地区	約 43.0	令和3年2月9日
合計	17地区	約 818.6	—

カ 特別用途地区

特別用途地区は、地域にあった効果的な土地利用の増進と環境保護などを図るため、用途地域を基礎として定める地区で、現在、那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、沖縄市、宮古島市、石垣市及び南城市の8市49地区（約856.6ha）が指定されている。

特別用途地区指定状況

令和6年3月31日現在

都市名	名称	面積 (ha)	指定年月日	名称	面積 (ha)	指定年月日
那覇市	前島 文教地区	約 16.5	平成29.10.2	与儀 文教地区	約 6.7	昭和35.1.26
	泊 文教地区	約 9.3	昭和34.5.12	城南 文教地区	約 4.3	昭和35.1.26
	上之山 文教地区	約 11.0	昭和34.5.12	首里 文教地区	約 33.0	昭和35.1.26
	開南 文教地区	約 5.1	昭和34.5.12	汀良 文教地区	約 3.5	昭和35.1.26
	若松 文教地区	約 4.4	昭和34.5.12	垣花 文教地区	約 2.7	昭和35.1.26
	松尾 文教地区	約 11.0	昭和34.5.12	寄宮 文教地区	約 22.0	昭和35.8.12
	城岳 文教地区	約 3.3	昭和34.5.12	工業高校 文教地区	約 4.1	昭和35.8.12
	若狭 文教地区	約 5.0	昭和34.5.12	城北 文教地区	約 4.1	昭和35.8.12
	大道 文教地区	約 6.9	昭和35.1.26	高橋 文教地区	約 2.0	昭和35.8.12
	真和志 文教地区	約 5.4	昭和35.1.26	松山 文教地区	約 3.4	昭和35.8.12
	神原 文教地区	約 10.0	昭和35.1.26	壺屋 文教地区	約 6.1	平成18.3.3
	松川 文教地区	約 4.8	昭和35.1.26			
	小計			23地区（約184.6ha）		
	地場産業振興地区（壺屋地区）	約 8.6	平成26.4.1			
	小計			1地区（約8.6ha）		
宜野湾市	コンヘンショナリゾート特別用途地区	約 8.3	平成13.1.30			
	小計			1地区（約8.3ha）		
浦添市	西洲二丁目特別業務地区	約 38.0	平成27.9.29			
	小計			1地区（約38.0ha）		
	特定土地利用地区（県道浦添西原線沿道地区）	約 8.2	平成27.9.29			
	小計			1地区（約8.2ha）		
糸満市	糸満市特別工業地区	約 53.1	平成18.12.19			
	小計			1地区（約53.1ha）		
沖縄市	北谷 文教地区	約 7.2	平成16.3.5	泡瀬 文教地区	約 33.5	平成16.3.5
	山内 文教地区	約 50.6	平成16.3.5	コザ 文教地区	約 15.3	平成16.3.5
	島袋 文教地区	約 13.0	平成16.3.5	越來 文教地区	約 12.0	平成16.3.5
	中の町 文教地区	約 15.5	平成16.3.5	美里 文教地区	約 35.2	平成16.3.5
	胡屋 文教地区	約 21.9	平成29.12.4	知花 文教地区	約 32.3	平成16.3.5
	安慶田・室川 文教地区	約 47.2	平成16.3.5	美東 文教地区	約 15.8	平成16.3.5
	大里 文教地区	約 13.5	平成16.3.5	宮里 文教地区	約 10.0	平成16.3.5
	小計			14地区（約323.0ha）		
	大規模集客施設制限地区	約 125.0	平成22.2.1			
	小計			1地区（約125.0ha）		
宮古島市	No. 1地区 文教地区	約 19.2	平成16.3.15	No. 2地区 文教地区	約 30.3	平成16.3.15
	小計			2地区（約49.5ha）		
石垣市	平真 文教地区	約 6.0	昭和52.2.17	新川 文教地区	約 15.3	昭和52.2.17
	小計			2地区（約21.3ha）		
	大規模集客施設等制限地区	約 15.0	令和2.3.2			
	小計			1地区（約15.0ha）		
南城市	沿道複合地区（佐敷地域西部地区）	約 22.0	平成30.6.15			
	小計			1地区（約22.0ha）		
	合計			49地区（約856.6ha）		

2 街路事業

本県における街路の整備は、「社会资本重点整備計画」及び「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」のもとで、積極的な国庫投資により進められ、幹線街路の改良率は昭和 47 年度の 21.7%に比べ令和 6 年度末で 89.2%と大幅な伸びを示している。

しかし、近年の自動車保有台数の著しい伸びに伴い、都市部では交通需要が増大し、円滑な交通処理が困難となり都市機能の低下や生活環境の悪化を招いている。

今後の街路整備にあたっては、都市部の交通渋滞緩和を図る主要幹線道路等の整備を推進するほか、良好な都市環境の形成を図るために街路整備に積極的に取り組んでいく。

令和 7 年度は、基幹事業 48 箇所（県施行 24 箇所、市町施行 24 箇所）について事業を実施する。

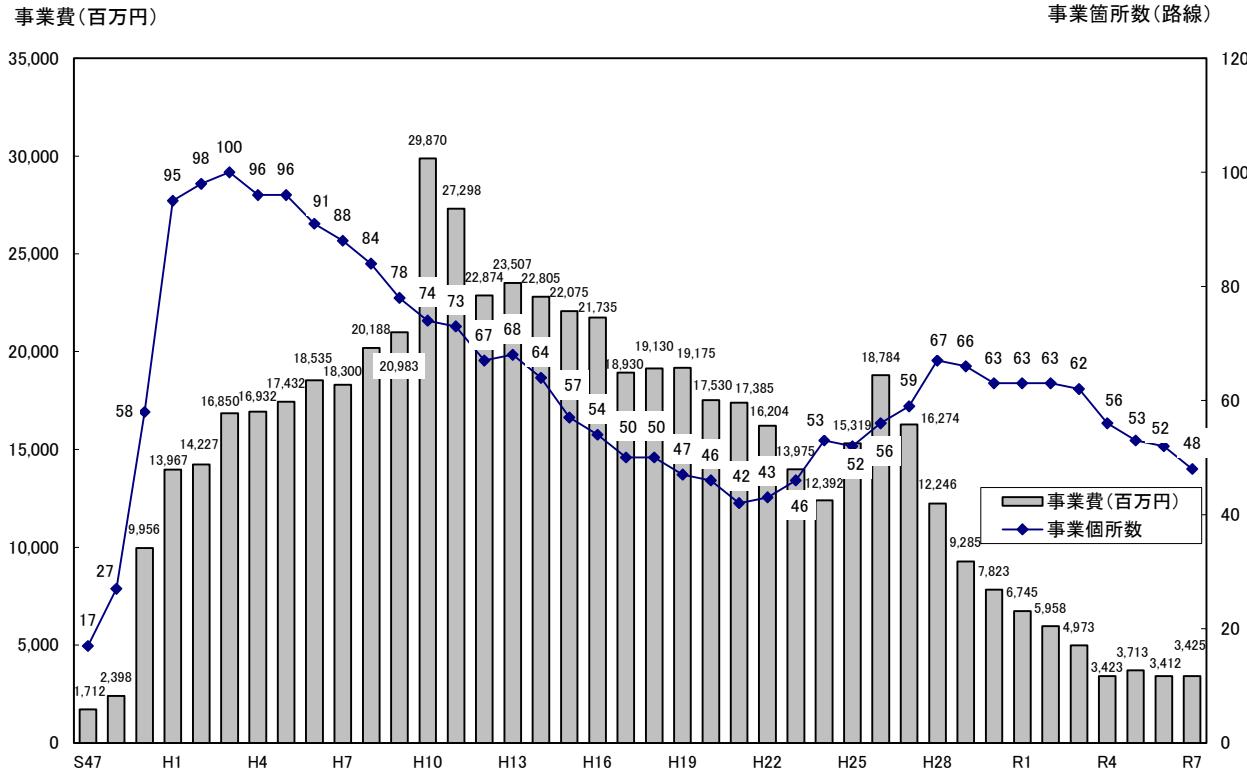
街路事業費の推移

年 度	事業箇所	事 業 主 体		総事業費	指数推移	〔対前年〕
		県	市町村			
昭和47年度	17	5	12	1,712	100	
48	23	11	12	3,036	177	[177]
49	24	10	14	2,714	159	[89]
50	27	10	17	2,398	140	[88]
51	25	8	17	2,995	175	[125]
52	28	8	20	4,486	262	[150]
53	30	10	20	5,896	344	[131]
54	33	10	23	7,418	433	[126]
55	38	15	23	7,522	439	[101]
56	39	14	25	7,590	443	[101]
57	44	13	31	7,596	444	[100]
58	47	15	32	8,301	485	[109]
59	49	16	33	8,355	488	[101]
60	58	20	38	9,956	582	[119]
61	62	22	40	9,990	584	[100]
62	65	23	42	13,288	776	[133]
63	81	25	56	13,140	768	[99]
平成元年度	95	30	65	13,967	816	[106]
2	98	32	66	14,227	831	[102]
3	100	35	65	16,850	984	[118]
4	96	35	61	16,932	989	[100]
5	96	36	60	17,432	1,018	[103]
6	91	35	56	18,535	1,083	[106]
7	88	33	55	18,300	1,069	[99]
8	84	35	49	20,188	1,179	[110]
9	78	33	45	20,983	1,226	[104]
10	74	35	39	29,870	1,745	[142]
11	73	32	41	27,298	1,595	[91]
12	67	25	42	22,874	1,336	[84]
13	68	26	42	23,507	1,373	[103]
14	64	26	38	22,805	1,332	[97]
15	57	23	34	22,075	1,289	[97]
16	54	21	33	21,735	1,270	[98]
17	50	20	30	18,930	1,106	[87]
18	50	19	31	19,130	1,117	[101]
19	47	19	28	19,175	1,120	[100]
20	46	18	28	17,530	1,024	[91]
21	42	18	24	17,385	1,015	[99]
22	43	18	25	16,204	947	[93]
23	46	20	26	13,975	816	[86]
24	53	21	32	12,392	724	[89]
25	52	21	31	15,319	895	[124]
26	56	23	33	18,784	1,097	[123]
27	59	27	32	16,274	951	[106]
28	67	28	39	12,246	715	[65]
29	66	27	39	9,285	542	[57]
30	63	26	37	7,823	457	[64]
令和元年度	63	26	37	6,745	394	[41]
2	63	26	37	5,958	348	[88]
3	62	26	36	4,973	291	[83]
4	56	26	30	3,423	200	[69]
5	53	26	27	3,713	217	[108]
6	52	26	26	3,412	199	[92]
7	48	24	24	3,425	200	[100]

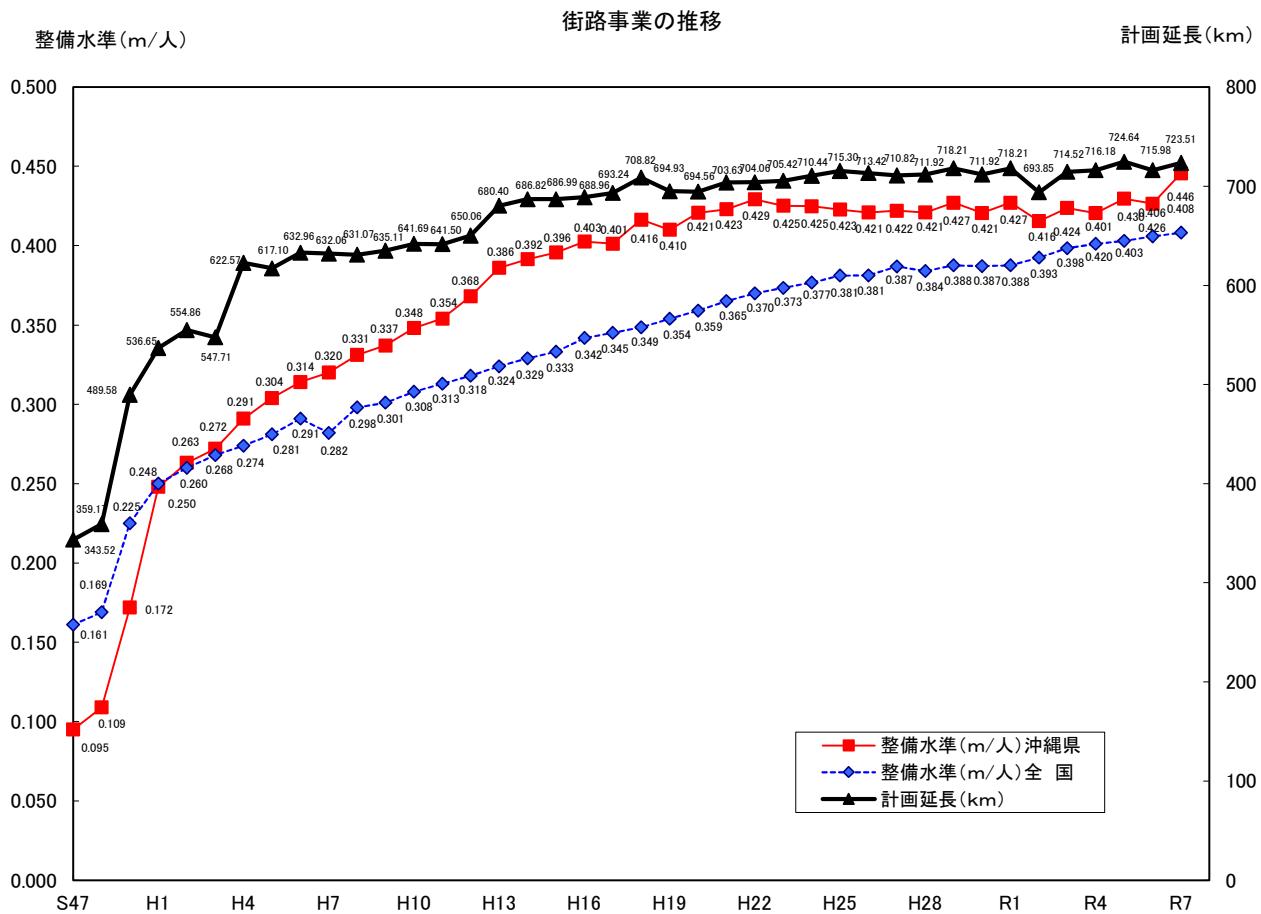
※モノレール関連街路、効果促進事業を含む。

県分モノレールインフラ事業（軌道桁、支柱、駅舎等）は含めず。

街路事業費の推移



街路事業の推移



3 都市公園

(1) 都市公園の概要

都市公園は、快適な都市環境の創出や県民に遊戯、憩いの場を与えるとともに災害時の避難地としての空間等、都市生活に欠くことのできない極めて重要な都市施設である。

このような観点から本県においても積極的に公園緑地の整備が進められ、令和5年度末では、昭和47年度に比べて公園緑地の面積で39.6倍、整備水準で15.6倍の伸びを示した。

令和5年度末現在、県下において都市公園として供用しているものは、838カ所、面積約1,555haとなっている。これを都市人口1人当たり面積でみると11.08m²/人となり、全国平均の10.8m²/人を若干上回る水準となっているものの、中南部圏域の都市部では依然として公園面積が不足している状況である。

都市公園事業費の推移は次の表に示すとおりである。

今後の都市公園整備については、世界遺産に登録された首里城公園の整備拡充や中城公園及び宮古広域公園の整備を推進するとともに、住民生活に関連の深い住区基幹公園の一層の整備、都市基幹公園、広域公園及び都市緑地等の積極的な整備を行う。

都市公園事業の推移

年 度	事業箇所	事 業 主 体		事業費 (百万円)	指 数 推 移
		県	市町村		
昭和47年度	15	5	10	約521	100
昭和50年度	33	5	28	2,478	476[476]
昭和55年度	71	6	65	8,069	1,549[326]
昭和60年度	69	8	64	9,905	1,901[123]
平成2年度	73	6	67	12,880	2,472[130]
平成7年度	77	8	69	19,354	3,715[101]
平成12年度	68	9	59	17,418	3,343[101]
平成17年度	66	7	59	12,862	2,469[98]
平成22年度	54	8	46	8,890	1,706[93]
平成23年度	52	8	44	7,816	1,500[88]
平成24年度	51	8	43	6,901	1,325[88]
平成25年度	50	9	41	8,327	1,598[121]
平成26年度	50	9	41	8,514	1,634[102]
平成27年度	46	9	37	6,410	1,230[75]
平成28年度	44	9	35	6,014	1,154[94]
平成29年度	38	9	29	4,754	912[79]
平成30年度	42	9	33	5,016	963[106]
令和元年度	45	9	36	5,152	963[103]
令和2年度	57	10	47	4,834	928[94]
令和3年度	55	10	45	4,528	869[94]
令和4年度	61	10	51	4,785	918[106]
令和5年度	60	10	50	4,905	941[108]
令和6年度	59	10	49	4,953	951[101]
令和7年度	61	9	52	5,007	961[101]

(注) 指数は対昭和47年度比、〔 〕は対前年比

(2) 県営都市公園の概要

現在、県下で10公園（下表）があり、整備され次第、県民のスポーツ・レクリエーションの場として県民の利用に供している。

管理・運営については、首里城公園を（一財）沖縄美ら島財団、沖縄県総合運動公園を（株）トラステック、奥武山公園を奥武山パークマネジメント、名護中央公園と浦添大公園と中城公園を沖縄文化スポーツイノベーション（株）、バンナ公園をECCOM八重山グループ、海軍壕公園を（一財）沖縄観光コンベンションビューロー、平和祈念公園を（公財）沖縄県平和祈念財団に指定管理者として指定している。

県営公園の概要

名称 (種別)	位置	計画決定		内容	備考
		面積(ha)	決定年月		
名護中央公園 (広域公園)	名護市 (名護都市計画区域)	71.1	S38. 7. 16 H14. 5. 10	*テーマ:(沖縄山の自然) *主要施設:展望広場、駐車場、休憩舎、散策路等	*毎年1月にはサクラ祭が行われ、多くの県民が訪れる。
沖縄県総合運動公園 (広域公園)	沖縄市 (中部広域都市計画区域) 北中城村 (那覇広域都市計画区域)	沖縄市 47.7 北中城村 22.7 計70.4	S56. 8. 20 H8. 3. 12	*テーマ:緑と太陽(スポーツ・レクリエーション) *主要施設:陸上競技場、多目的広場、庭球場、プール、体育館、レクリエーションプール、オートキャンプ場	*昭和62年の海邦国体主会場として計画、整備され、県民のスポーツやレジャー、憩いの場となっている。
浦添大公園 (総合公園)	浦添市 (那覇広域都市計画区域)	37.4	S43. 2. 2 H29. 11. 7	*テーマ:歴史 *主要施設:浦添城跡、林間園路他広場、駐車場、休憩舎等	*浦添城跡を中心とした緑豊かな自然地域を公園として整備しており、県民の憩いの場となっている
首里城公園 (総合公園) (県営・国営)	那覇市 (那覇広域都市計画区域)	県営 13.8 国営 4.0 計17.8	S62. 2. 27 H7. 8. 22 H26. 12. 12	*テーマ:歴史と文化(首里城構想) *主要施設:首里城(国営公園区域)、首里城館(地下駐車場を含む)、円覚寺跡、円鑑池、玉陵、上の毛、龍潭	*歴史・文化の中心である首里城を公園として整備するもので、地域住民の利用はもとより、観光の拠点となっている。
奥武山公園 (運動公園)	那覇市 (那覇広域都市計画区域)	29.8	S31. 3. 23 H13. 1. 16	テーマ:スポーツ *主要施設:陸上競技場、野球場、体育館、水泳プール、テニスコート、園地、広場、駐車場	*那覇市における唯一の総合的な運動公園で、市民、県民に広く利用されている。
海軍壕公園 (地区公園)	那覇市・豊見城市 (那覇広域都市計画区域)	那覇市 3.3 豊見城市 3.4 計6.7	S47. 5. 12 H15. 3. 24	テーマ:(戦跡・参拝=慰靈) *主要施設:海軍壕跡(保存)、資料館、園地、園路、駐車場	*県民が一度は訪れた場所であり、また県外來訪者の観光コースに組み込まれた観光名所である。
平和祈念公園 (広域公園)	糸満市 (那覇広域都市計画区域)	47.0	S47. 5. 12 H9. 2. 25	*テーマ:(戦跡・参拝=慰靈) *主要施設:平和祈念資料館、平和の礎、駐車場、噴水広場、多目的広場、園路(参道)、休憩舎等	*沖縄戦跡国定公園の中にあって、多くの慰靈等が建立し参拝地となっている。
バンナ公園 (広域公園)	石垣市 (石垣都市計画区域)	292.1	S53. 7. 27 S63. 12. 13	*テーマ:(八重山の山の自然) *主要施設:セイシカの橋、展望台、バンナスカイライン、駐車場等	*石垣島のほぼ中央に位置し、島内や海、西表島まで臨める展望台からの景観は素晴らしい。
中城公園 (広域公園)	中城村・北中城村 (那覇広域都市計画区域)	北中城村 33.8 中城村 65.0 計98.8	H9. 2. 25 H20. 2. 29	*テーマ:(沖縄の自然・歴史・文化) *主要施設:中城城跡、広場、園路駐車場、多目的レクリエーション広場、キャンプ場等	*中城城跡を中心に、沖縄の自然、歴史、文化をテーマとして、来訪者が学習・体験できる広域公園として整備する。
宮古広域公園 (広域公園)	宮古島市 (宮古都市計画区域)	50.2	R2. 4. 24	*テーマ:(ミヤークヌ・オー・イム・パーク(宮古の青い海公園)) *主要施設:マリンハウス、ビーチハウス、大芝生広場、林間キャンプ場、観光農園等	*青い海と白い砂浜が続く与那覇前浜ビーチがあり、宮古島最大の魅力資源である海と海辺を活かす広域公園を整備する。

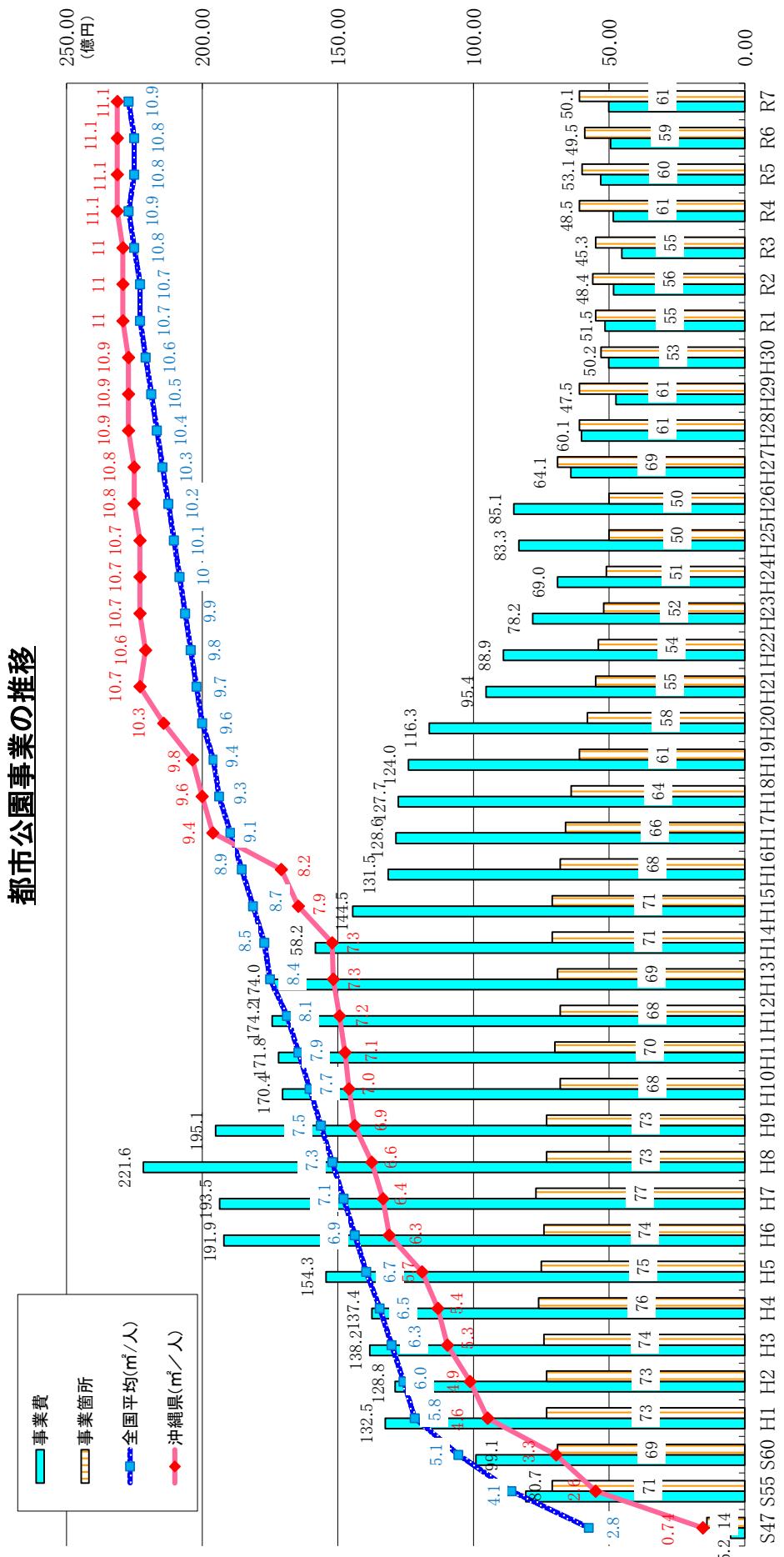
都 市 公 園 整 備 現 況

令和5年版 (令和6年3月31日) 現在

国営公園については、海洋博（本部）と首里城（首里）があるが、して数える。

特宝地区公園(カントン＝エー)を含む、(旧伊自部町・久米郡)

沖縄本島	805	1,188,861,292.0	9,241
・南城+中部	742	990,661,216.0	8,151
・宮古+石垣	32	359,351,104	34,511



(3) 国営沖縄記念公園「首里城地区首里城正殿等」及び「海洋博覧会地区沖縄美ら海水族館及び海獣施設等」の管理について

沖縄県は、都市公園の効用並びに沖縄県による主体的な沖縄文化の発信及び観光振興等に資することを目的として、国営公園である「首里城地区首里城正殿等」及び「海洋博覧会地区沖縄美ら海水族館及び海獣施設等」の管理許可を平成30年10月18日に受け、平成31年2月1日から管理を開始しています。

令和元年の10月31日未明に発生した火災により、首里城正殿他9施設が焼損してしまいましたが、現在、国や関係機関と連携を図りながら、復元過程の段階的公開や首里城公園のさらなる魅力の向上、復興イベント等に取り組んでいます。

また、首里城の復旧・復興に向け、国内外の多くの方々から寄附金が寄せられており、県としてはこれらの寄附金を活用し、正殿を始めとする城郭内施設等の復元や復元後を見据えた人材育成に取り組んでいます。

表1 首里城公園（有料区域）及び沖縄美ら海水族館の利用者数

単位：人

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
首里城公園 (有料区域)	1,051,438	215,717	211,068	650,539	959,558	1,155,168
沖縄美ら海水族館	3,320,018	602,503	620,115	2,164,514	2,956,092	3,438,536

※「令和7年度事業概要国営沖縄記念公園海洋博覧会地区」及び「令和7年度事業概要国営沖縄記念公園首里城地区」より



首里城正殿（令和元年首里城火災により焼失）



黒潮の海



世誇殿（首里城有料区域内）



オキちゃんショー

写真提供：国営沖縄記念公園事務所（首里城公園）

写真提供：国営沖縄記念公園事務所（海洋博公園）

4 土地区画整理、市街地再開発

(1) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の沿革

沖縄県の土地区画整理事業は、昭和 28 年に那覇市が戦災復興を目的に着手した美栄橋地区（面積 11.8ha）の事業が最初である。当時の土地区画整理事業は、琉球政府時代の昭和 28 年に立法された耕地整理法を準用した都市計画法（1953 年立法第 34 号）により施行され、昭和 44 年立法の土地区画整理法（1969 立法第 75 号）の制定までこのような状態が続いた。

昭和 47 年の復帰に際して、都市計画法（1953 年立法第 34 号）により施行された土地区画整理事業は、復帰後もなお従前の法令に基づき施行が継続され、復帰前の沖縄の土地区画整理法により施行された土地区画整理事業については、本土法に基づく事業とみなされた。

沖縄県の市街地再開発事業は、昭和 63 年度に那覇市の久茂地一丁目地区（パレット久茂地）が県内初の市街地再開発事業として事業着手して以来、防災街区整備事業である那覇市農連市場の完成を含め計 7 地区が完了している。

(2) 土地区画整理事業の現状

本県の土地区画整理事業は、令和 7 年 3 月末現在で、20 市町村で 118 地区、3384.6ha が施行されている。施行済は 94 地区で 2543.8ha、施行中は 24 地区で 840.8ha である。令和 7 年度国庫補助事業は、市町村施行が 11 地区で 399.2ha、組合施行が 1 地区で 18.6ha である。

■ 土地区画整理事業総括表

令和 7 年 3 月末時点

施 行 者	事 業 完 了		事 業 継 続 中		合 計		
	地 区 数	面 積 (h a)	地 区 数	面 積 (h a)	地 区 数	面 積 (h a)	
公共団体	市 町 村	(9) 36	(345.7) 1355.7	(1) 17	(50.7) 702.2	(10) 53	(396.4) 2057.9
	県	(1) 1	(77.2) 77.2	(0) 0	(0.0) 0.0	(1) 1	(77.2) 77.2
組 合		(20) 56	(475.7) 896.9	(2) 7	(43.7) 138.6	(22) 63	(519.4) 1035.5
地 域 公 団		(1) 1	(214.0) 214.0	(0) 0	(0.0) 0.0	(1) 1	(214.0) 214.0
合 計		(31) 94	(1112.6) 2543.8	(3) 24	(94.4) 840.8	(34) 118	(1207.0) 3384.6

（沖縄県 都市計画・モノレール課調べ）

注1) 上段（ ）書きは、返還軍用跡地における土地区画整理事業実施地区。下段の内数となる。

注2) 組合施行には、個人施行を含む。

注3) 完了地区は「換地処分の公告」を終了している地区とする。施行地区は事業計画を認可した地区。

(3) 市街地再開発事業等の現状

本県の市街地再開発事業は、令和 4 年度までに、都市局所管の 6 地区、住宅局所管の 1 地区すべてが事業完了している。



アワセ地区土地区画整理事業



農連市場地区防災街区整備事業

⑥ 土地区画整理事業一覧表（市町村別）

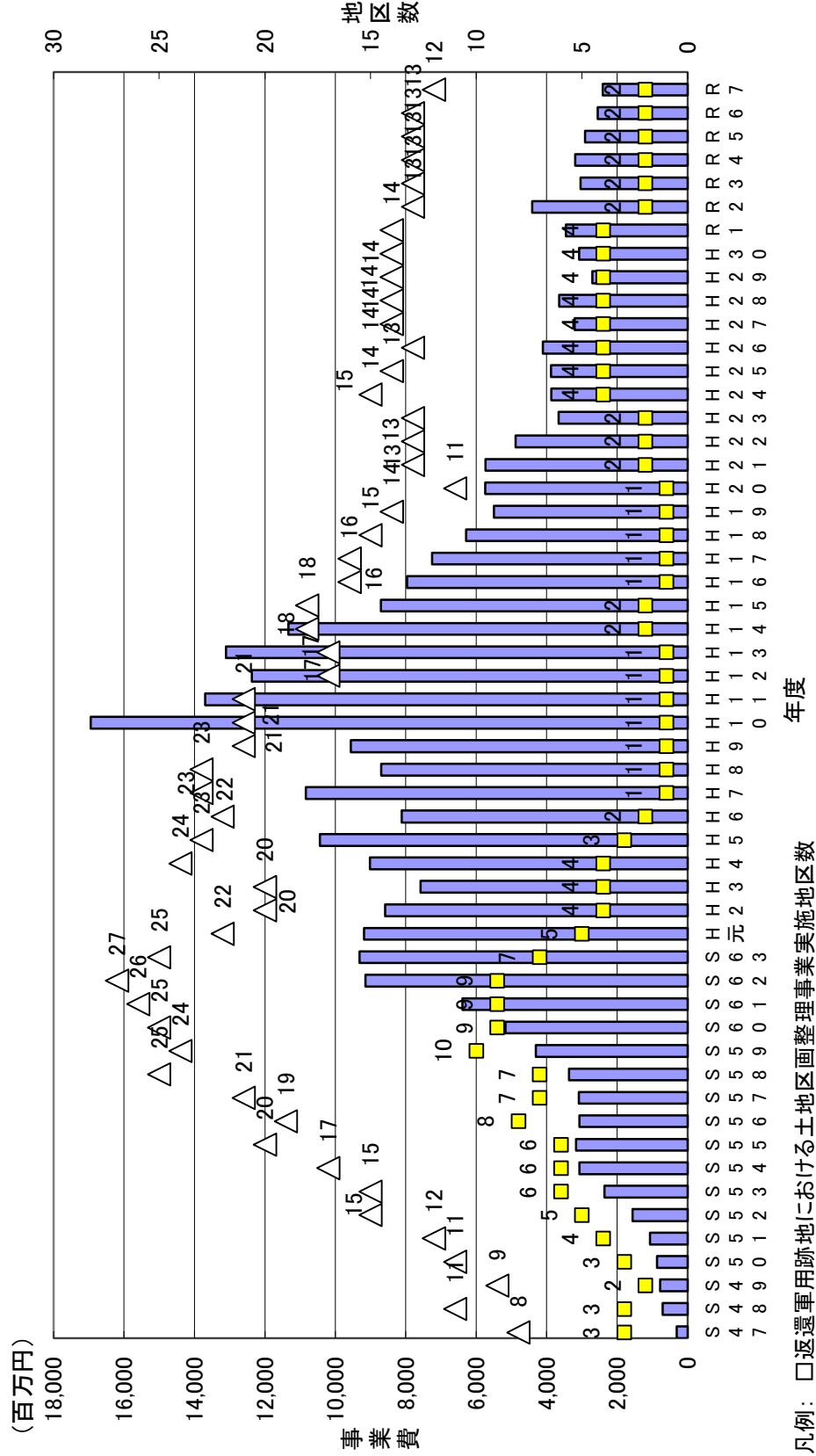
都市計画区域		市町村名		完了			合計			完了			公 団 体 施 行			計			組 合 等 施 行		
				地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)
那覇広域	那覇市	(6)	(404.4)	(0)	(0.0)	(6)	(404.4)	(3)	(154.3)	(0)	(0.0)	(3)	(154.3)	(3)	(250.1)	(0)	(0.0)	(3)	(250.1)	(0)	(0.0)
	882.3	1	19.4	20	881.7	11	588.5	0	0.0	11	588.5	8	273.8	1	19.4	9	293.2	9	0.0	(0.0)	(0.0)
	浦添市	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	190.7	4	163.4	10	354.1	3	126.4	3	144.8	6	271.2	3	64.3	1	18.6	4	82.9	4	0.0	(0.0)	(0.0)
	宜野湾市	(5)	(120.4)	(1)	(50.7)	(6)	(171.1)	(3)	(96.3)	(1)	(50.7)	(4)	(147.0)	(2)	(24.1)	(0)	(0.0)	(2)	(24.1)	(0)	(0.0)
	糸満市	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	0	0.0	3	107.8	3	107.8	0	0.0	2	91.2	2	91.2	0	0.0	1	16.6	1	16.6	1	16.6	1
	豊見城市	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	3	62.6	2	23.5	5	86.1	2	44.7	1	1.8	3	46.5	1	17.9	1	21.7	2	39.6	2	39.6	2
	北中城村	(2)	(60.0)	(0)	(0.0)	(2)	(60.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
中部広域	中城村	(1)	(12.3)	(0)	(0.0)	(1)	(12.3)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
	1	12.3	1	90.4	2	102.7	0	0.0	1	90.4	1	90.4	1	12.3	0	0.0	1	12.3	0	0.0	1
	西原町	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
	1	40.4	1	23.7	2	64.1	1	40.4	1	23.7	2	64.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
	南風原町	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
	0	0.0	1	71.4	1	71.4	0	0.0	1	71.4	1	71.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
	八重瀬町	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
	2	39.6	1	42.5	3	82.1	1	28.3	1	42.5	2	70.8	1	11.3	0	0.0	1	11.3	0	0.0	1
	与那原町	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
	1	3.8	0	0.0	1	3.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.8	0	0.0	1	3.8	0
沖縄市	(4)	(201.0)	(0)	(0.0)	(4)	(201.0)	(1)	(77.2)	(0)	(0.0)	(1)	(77.2)	(3)	(123.8)	(0)	(0.0)	(3)	(123.8)	(0)	(0.0)	(3)
	11	356.2	3	85.0	14	441.2	5	217.8	3	85.0	8	302.8	6	138.4	0	0.0	6	138.4	0	0.0	6
	(4)	(143.3)	(0)	(0.0)	(4)	(143.3)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(4)	(143.3)	(0)	(0.0)	(4)	(143.3)	(0)
	15	309.7	0	0.0	15	309.7	2	48.1	0	0.0	2	48.1	13	261.6	0	0.0	13	261.6	0	0.0	13
	(2)	(16.3)	(2)	(43.7)	(4)	(60.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(2)	(16.3)	(2)	(43.7)	(4)	(43.7)	(4)	(43.7)	(4)
	2	16.3	2	43.7	4	60.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	16.3	2	43.7	4	43.7	4
	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)
	1	13.5	0	0.0	1	13.5	1	13.5	0	0.0	1	13.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
	(7)	(154.9)	(0)	(0.0)	(7)	(154.9)	(3)	(95.1)	(0)	(0.0)	(3)	(95.1)	(4)	(59.8)	(0)	(0.0)	(4)	(59.8)	(0)	(0.0)	(4)
	7	154.9	0	0.0	7	154.9	3	95.1	0	0.0	3	95.1	4	59.8	0	0.0	4	59.8	0	0.0	4
南城	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)
	1	6.7	1	18.6	2	25.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	6.7	1	18.6	2	25.3	2
	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)
	9	183.9	0	0.0	9	183.9	2	78.8	0	0.0	2	78.8	7	105.1	0	0.0	7	105.1	0	0.0	7
	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)
	宮古島市	2	18.8	1	23.6	3	42.4	2	18.8	1	23.6	3	42.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)
	0	0.0	1	60.3	1	60.3	0	0.0	1	60.3	1	60.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
	(31)	(1112.6)	(3)	(94.4)	(34)	(1207.0)	(10)	(422.9)	(1)	(50.7)	(11)	(473.6)	(21)	(689.7)	(2)	(43.7)	(23)	(733.4)	(23)	(43.7)	(23)
	20市町村	94	2543.8	24	840.8	118	3384.6	37	1432.9	17	702.2	54	2135.1	57	1110.9	7	138.6	64	1249.5	64	1249.5

（中略）

また、田園土地区画整理事業（八重瀬町・南城市）、農業組合工地区画整理事業（那霸市）を含む。

（2）完了地区は「換地処分の公告」を終了している地区とする。施行地区は事業計画を認可した地区。

土地区画整理事業(事業費と地区数)



令和7年都市計画事業箇所

事業規模 市町村	街 路				公 園			区画整 理			
	(幅員) 6.0 ~ 15.0	16.0 ~ 19.0	m 20.0 以上	計	(面積) 10.0 未満	ha 10.0 以上	計	(面積) 3.0 ~20.0 未満	20.0 以上 ~50.0 未満	ha 50.0 以上	計
那霸広域	那霸市	3	5	7	15	15	6	21			
	浦添市			3	3	2	2	4	2	2	4
	宜野湾市		1		1	1	1	2	1	1	2
	糸満市		1	1	2	1	1	2		1	1
	北中城村						1	1			
	中城村					1		1			
	西原町			2	2	1	1	2	1		1
	豊見城市		3	2	5	1	1	2			
	南風原町	1			1	2		2		1	1
	八重瀬町					1	3	4			
中部広域	与那原町					4		4			
	南城市										
	小計	4	10	15	29	29	16	45	3	1	5
	沖縄市	1	1	2	4	3	2	5	2		2
	うるま市		2		2	3		3			
名護本部	読谷村					1		1		0	0
	嘉手納町										
	北谷町			1	1	1		1			
	小計	1	3	3	7	8	2	10	2		2
名護	名護市		2		2	1	1	2			
本部	本部町										
宮古	宮古島市	3	4		7		2	2		1	1
石垣	石垣市	3			3		2	2		0	0
	計	11	19	18	48	38	23	61	5	2	5
											12

5 景観形成

(1) 沖縄県景観形成条例

ア 沖縄県における景観行政の経緯

社会経済の発展に伴い物質的な豊かさが充足され、人々の価値観は、潤いとゆとり、心の豊かさなどを求めるようになっている。これらを背景として、全国各地で快適で魅力ある地域づくりが積極的に進められてきた。

このような時代の流れのなかで、県では沖縄県景観形成条例を平成6年10月に制定した。景観行政業務は、平成8年4月に企画開発部から都市景観業務を所管している土木建築部に移管され、屋外広告物行政業務とあわせて、総合的・効率的な景観行政の推進に取り組んでいる。

イ 沖縄県景観形成条例の概要と取り組み状況

(ア) 景観形成モデル地区の指定

特に県民に親しまれ、誇りとなる優れた景観を有する地域や、新たにまちづくりを行う地域等を「景観形成モデル地区」として指定し、地域の特性を生かした景観づくりを重点的に進めていくものである。

(イ) 大規模行為の届出

大規模な建築物や工作物は周辺景観に与える影響が大きいことから、県下全域で大規模な建築物の新築等の行為を行う者は、あらかじめ届出をする必要があり、県では、これに対する指導・助言をとおして優れた景観の形成を誘導していくものである。

大規模行為の届出状況

(単位：件)

行為の種類／年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建築物	1	10	4	3	4
工作物	5	11	6	10	2
屋外における物品の集積又は貯蔵	0	0	0	0	0
鉱物の採取又は土石等の採取	0	0	0	0	0
土地の区画形質の変更	0	0	0	1	0
合計	6	21	10	14	6

(ウ) 公共事業等による景観形成

公共の道路や橋、建築物等は地域の景観を形成する重要な要素であり、また、先導的役割を担うものであることから、県では、公共事業等に係る景観形成の指針として「沖縄県公共事業等景観形成指針」を平成7年に定め、率先して質の高い景観づくりを行うこととしている。

(エ) その他

沖縄県景観形成条例には、上記のほか、自治会や通り会などで景観についてのルールを定め、住民自らが積極的に美しいまちづくりを進めるための協定を結ぶことができる景観形成住民協定の制度や研修会の開催、リーフレットの配布などを通して、県民及び事業者に対し県土の景観形成のための施策に関する知識の普及と啓発に努めていることが定められている。

(2) 景観法に基づく沖縄県の景観施策の取り組み

我が国では、平成15年7月に国土交通省により「美しい国づくり政策大綱」が示され、平成17年6月の景観法の全面施行により、国を挙げて景観形成に取り組む方向性やそのための制度的な枠組みが整えられた。景観法の下では、自治体は景観行政団体となって当該行政区域

における「景観計画」を策定し、法的な枠組として、地域の実情に即した景観形成の方針やその実現のための施策を定めることができる。令和7年3月現在、全国では822の地方公共団体が景観行政団体へ移行し、675団体が景観計画を策定済みである。

ア 市町村の景観行政団体移行の促進

景観行政を担う中心主体は地域との密接な関わりを持つ市町村にあり、景観行政団体へ移行することにより、地域ごとの諸条件に応じた有効な景観施策を展開することが可能となる。沖縄県内の市町村では、令和7年4月現在で石垣市(H18.1)、浦添市(H18.10)、那覇市(H20.1)、宮古島市(H20.9)、読谷村(H21.1)、南城市(H21.4)、うるま市(H21.10)、渡名喜村(H22.3)、久米島町(H22.4)、本部町(H22.9)、名護市(H23.1)、宜野座村(H23.4)、沖縄市(H24.1)、伊平屋村(H24.2)、与那国町(H24.3)、北谷町(H24.5)、竹富町(H24.5)、今帰仁村(H24.5)、大宜味村(H24.5)、伊是名村(H25.3)、宜野湾市(H25.5)、糸満市(H25.5)、八重瀬町(H25.6)、恩納村(H26.1)、北大東村(H26.1)、北中城村(H26.6)、西原町(H26.6)、与那原町(H27.3)、豊見城市(H27.4)、中城村(H27.6)、伊江村(H28.4)、国頭村(H29.5)、南風原町(H30.6)、座間味村(H31.3)、渡嘉敷村(R2.3)、粟国村(R2.4)が景観行政団体へ移行しており、良好な景観形成に向け独自に主体的な取り組みを行っている。

沖縄県では、多くの市町村が景観行政団体となり、県内各地で地域特性を活かした景観施策が展開されることを目指しており、各種講演会、シンポジウムといった景観に関する意識啓発や定期的な情報交換等を通して将来的に全市町村が景観行政団体へ移行できるよう、その取り組みを支援していく。

イ 景観整備機構の指定

景観法では、住民主導の持続的な取り組みを支援し、景観行政団体とともに良好な景観の形成に取り組む主体として、NPO法人や公益法人を景観整備機構に指定することができる。

沖縄県では平成20年9月に社団法人沖縄県建築士会、平成20年11月に社団法人沖縄県造園建設業協会、平成22年10月にNPO法人沖縄の風景を愛さする会を景観整備機構に指定しており、良好な景観形成の取り組みを支援する仕組みづくりを進めている。

ウ 準景観地区の指定

準景観地区は、景観法第74条第1項の規定により、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るために指定されるものである。現在、座間味村、北大東村、竹富町にそれぞれ1地区指定されている。

準景観地区指定状況

令和7年4月1日現在

都 市 名	名 称	面 積 (ha)	指 定 年 月 日
座間味村	座間味村 準景観地区	約 1,674	令和2年 4月1日
北大東村	北大東村 準景観地区	約 16	令和3年 10月1日
竹富町	竹富島 準景観地区	約 540	令和4年 2月1日
合 計	3 地 区	約 2,230	—

エ 沖縄県における景観施策の展開

本県では、平成22年度に「“美ら島沖縄”風景づくり計画」(沖縄県景観形成基本計画)を策定し、広域景観形成や市町村支援、総合的な制度活用など本県全体の景観施策を総合的かつ計画的に展開していく方策を取りまとめた。

景観施策を推進するにあたっては、国、県、市町村の連携を一層強化とともに、景観法に基づく景観整備機構の指定や、景観協議会の設置など景観法に基づく制度を活用し、関係団体、NPO、事業者等、官民協働して取り組むための仕組みづくりを行っていく。

平成24年度からは、沖縄振興特別措置法に「良好な景観の形成」が位置づけられたことを

踏まえて、沖縄の特性にふさわしい良好な景観の形成を促進するため、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、沖縄における良好な景観の形成に係る建築技術に関する研究開発を推進していく。

また、景観施策を展開するにあたっては、歴史遺産や御嶽・拝所、石垣、赤瓦など各地域の景観資源の保全・継承等に努めるとともに、環境・景観等に配慮した河川・海岸、公園、道路等交通施設、農地・農村等の整備、無電柱化の推進、古民家の保全・再生等による質の高い地域景観の創造に取り組んでいく。

あわせて、公共事業におけるライフサイクル全体の景観評価（景観アセスメント）システムの構築に取り組み、平成 29 年度から本格運用を開始した。令和 7 年度も道路や建築等の公共事業で景観評価システムの実施を予定しており、地域の景観形成を先導する公共事業によって、住人が誇りと愛着を持てる魅力的な公共空間を創造していく。

6 屋外広告物

(1) 概要

屋外における広告物の掲出については、「良好な景観の形成・風致の維持」及び「公衆に対する危害防止」の観点から、屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例により規制や誘導を行っている。

具体的には、広告物の掲出を認めない地域（適用除外有）を設定したり、橋・信号機等、広告物を掲出してはいけない物件を定めたり、広告物を掲出するには県知事の許可を受けなければならぬ地域を定める等、一定のルールに基づき、多種多様な屋外広告物をコントロールしている。

なお、那覇市は中核市移行に伴い平成25年度より、浦添市は景観行政団体として令和4年度よりそれぞれ独自の条例を制定している。

屋外広告物の規制概要

規制の種類	規制地域・場所及び物件	規制の概要
禁止地域 又は場所 (条例第4条)	1. 都市計画法による第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・景観地区・風致地区 2. 景観法による準景観地区 3. 文化財保護法による重要文化財の敷地及びその周囲の知事指定地域・史跡・名勝・天然記念物の地域 4. 沖縄県文化財保護条例による有形文化財又は民俗資料の敷地及びその周囲の知事指定地域・史跡・名勝・天然記念物の地域 5. 森林法による指定保安林地域 6. 道路・軌道で、知事指定区間 7. 道路・軌道に接続する地域で、知事指定区域 8. 都市公園法による都市公園等 9. 河川・海浜・山岳及びその付近の地域で、知事指定区域 10. 港湾・空港・駅前広場及びその付近の地域で知事指定区域 11. 官公署・学校・図書館・公会堂・公民館・博物館・美術館・体育館及び病院の敷地 12. 古墳・墓地及びその周囲の地域の知事指定区域	左記の地域等では、広告物の表示及び掲出をすることはできません。（ただし、自家用広告物等で一定の面積以下であれば表示及び掲出可）
禁止物件 (条例第5条)	1. 橋りょう・歩道橋・トンネル・高架構造・分離帶 2. 石垣・擁壁 3. 街路樹・路傍樹 4. 信号機・道路標識・歩道柵・こま止め・里程標 5. 電柱・街灯柱等で知事指定物件 6. 消火栓・火災報知器・火の見やぐら 7. 郵便ポスト・電話ボックス・公衆便所 8. 送電塔・送受信塔・照明塔 9. 煙突・ガスタンク・水道タンク他 10. 銅像・神仏像・記念碑	左記の物件には、広告物を表示及び掲出をすることはできません。
許可地域 (条例第6条)	1. 道路で知事指定区間 2. 道路に接続する地域で知事指定区域 3. 河川・海浜・山岳及びその付近の地域で知事指定区域 4. 港湾・空港及びその付近の地域の知事指定区域 5. その他、市及び本部町、嘉手納町、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、読谷村、北中城村、中城村	左記の地域等で広告物を表示及び掲出する場合は、所管の土木事務所の維持管理班で許可を受けてください。（ただし、自家用広告物等で一定の面積以下であれば許可不要）

屋外広告物許可件数／許可手数料収入

(単位：件、円)

年度 地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
北部	61	67	59	65	57
	609,390	704,140	559,310	611,190	620,660
中部	314	248	304	312	231
	3,890,860	2,799,190	2,508,130	2,877,510	2,795,485
南部	117	123	119	115	108
	1,239,190	1,365,230	1,123,040	1,269,990	1,110,420
宮古	37	42	23	42	34
	372,000	252,240	266,880	256,800	209,100
八重山	10	13	21	34	114
	116,090	233,710	195,660	242,110	319,280
本庁	492,000	1,483,110	691,600	795,180	540,400
計	539	493	526	568	544
	6,719,530	6,837,620	5,344,620	6,052,780	5,595,345

※1 本庁計上分を除き上段は許可件数、下段は許可手数料収入である。

※2 本庁計上分は屋外広告業登録手数料収入及び隔年開催の講習会手数料収入等(令和元年度362,250円、令和3年度153,110円、令和5年度115,180円)である。

簡易除却実績

(単位：件)

年度 地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
北部	210	51	78	0	301
中部	3,226	2,028	1,811	3,002	2,461
南部	2,768	1,859	1,568	0	1,995
宮古	28	21	42	9	31
八重山	2	0	5	0	1
計	6,234	3,959	3,504	3,011	4,789

※ 簡易除却とは、沖縄県屋外広告物条例に違反した広告物又は掲出物件がはり紙、はり札及び立看板等の簡易な広告物又は掲出物件であって、一定の要件に該当する場合に認められた手続きが簡易な除却措置である。（屋外広告物法第7条第4項）